

熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例

奨励金対象業種

統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める以下の産業

- 建設業 ○製造業 ○情報通信業 ○運輸業、郵便業 ○卸売業、小売業

（小売業については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域内及び中心市街地を除き、物品等を保管することを目的とする事業所に限る。）

- サービス業

（自動車一般整備業、その他の自動車整備業、一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）、建設・鉱山機械整備業、電気機械器具修理業及びコールセンター業に限る。）

- 農業、林業（※対象は農業のみ）〔平成30年4月から対象〕

（農業保険法（昭和22年法律第185号）第98条第1項第7号に規定する施設園芸を行うものに限る。）

- 宿泊業、飲食サービス業（※対象は宿泊業のみ）〔平成30年4月から対象〕

（旅館、ホテルに限り、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に掲げる営業を営むものを除く。）

- 医療、福祉（※対象は医療のみ）〔平成30年4月から対象〕

（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は10人以上の患者を入院させるための施設を有する同条第2項に規定する診療所に限る。）

奨励金交付の要件

- 平成23年4月1日以降に事業を開始する事業所に係る土地や建物を取得又は賃借すること
- 取得の場合は下記の(1)、(2)、(4)のいずれかを、賃借の場合は(2)、(3)、(4)のいずれかを満たすこと
  - 投下固定資産の合計額が5000万円（その区域が中心市街地である場合にあっては、3000万円）以上であること
  - 事業所の敷地面積が2000㎡以上又は床面積が1000㎡（その区域が中心市街地である場合にあっては、100㎡）以上であること
  - 新設等のために賃借した土地及び建物の賃借料の合計額が1月当たり20万円以上であること  
（その区域が中心市街地である場合に限る）
  - コールセンターであって、常用従業員が50人以上の規模であること
- 製造業の事業所については、市と公害の防止に関する協定を締結していること

手続きについて

- まず、事業所の事業開始の日の翌日から起算して30日以内に指定事業者の申請を行ってください。
- その後、活用する奨励金ごとに、決められた申請時期（以下を参照）に申請を行ってください。

1 奨励金の要件等（奨励金別）

- 事業所新設等奨励金** 新設等した事業所に係る固定資産税相当額を3年度分交付します。  
（本社機能を有する企業、環境関連企業及び地域の経済を牽引する事業を実施する企業は5年度分交付します）

申請時期	賦課された固定資産税を完納した翌年度
------	--------------------

- 雇用促進奨励金** 市民を新規雇用し、その後継続して雇用している場合に奨励金を交付します。

対象要件	事業所稼働日の前6月から後1年までの間に熊谷市民を新規雇用した場合		
申請時期	雇用された日*から1年及び3年を経過した日が属する年の翌年		
	※対象期間内に複数雇用した場合は、最後の新規雇用常用従業員を雇用した日が基準になります。		
金額	1年継続	正規雇用：50万円/人・非正規雇用：20万円/人	限度額：3千万円
	3年継続	正規雇用：20万円/人	限度額：2千万円